

第2回化学物質管理強調月間を実施します ＜令和8年2月1日～28日＞

兵庫労働局労働基準部健康課

スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

化学物質の自律的管理に関する改正法令が、令和6年4月から全面的に施行されました。それにより、新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月からは約2,900物質が対象となる予定です。

当該改正法令は、業種・規模に関わらず適用されることから、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があります。

改正法令による「自律的管理」への移行、また、幅広い産業に適用されることを契機に、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主催する「化学物質管理強調月間」が昨年度創設されましたが、今年度も、**広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとします。**

実施事項

～主唱者・協力連携者・協賛者～

（ア）化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

（イ）化学物質に関する説明会等の実施

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

（ウ）化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

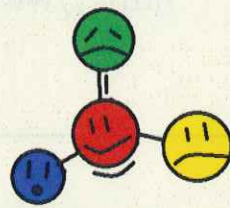
（エ）化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

（オ）雑誌等を通じた広報

（カ）事業者の実施事項についての指導援助

（キ）その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

（ク）（ア）～（キ）の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼



～実施者（事業者）～

① 下記（ア）から（エ）の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

（ア）リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の**化学物質管理者の選任、周知、職務権限の付与、化学物質管理者と総括安全管理者、産業医、衛生管理者等との連携**

（イ）製造し、又は取り扱っている**化学物質の把握**及び、化学物質のSDS等による**危険有害性等の確認**

（ウ）**ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等**

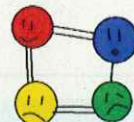
（エ）特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿等予防規則の**遵守の徹底**

② 事業者又は総括安全衛生管理者による**職場巡視**

③ **スローガン等の掲示**

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した**実地訓練等の実施**

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、**その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施**



主唱者 : 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協力連携者 : 経済産業省、環境省
協賛者 : 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省

兵庫労働局

関連ホームページ

厚生労働省

第2回化学物質管理強調月間

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65341.html



職場のあんぜんサイト（化学物質）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



中央労働災害防止協会

令和7年度 化学物質管理強調月間

<https://www.jisha.or.jp/info/campaign/chemicals/>



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

ケミサポ（職場の化学物質管理総合サイト）

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



化学物質管理講演会開催(R8. 2. 3)

職場における化学物質管理についての講演会を開催します。
（@兵庫県私学会館 R8.2/3 **参加無料** 定員160名）
講師がわかりやすく説明します。ふるってご参加ください！

